

令和7年度 社会福祉法人寿の会 事業計画（案）

令和7年度基本方針

- 地域の信頼、要求に応える施設づくり
- 理事会と職員が力を合わせて事業運営

今年は（社福）寿の会設立と老健あじさい開設（1999年11月）から26年目を迎えます。介護保険制度（2000年4月から施行）は高齢者の介護を支える制度として定着する一方、介護認定者の増加と共に保険料・利用料の高騰、介護従事者不足、厳しい施設経営などの課題に直面しています。加えて、物価高や社会福祉制度の後退により、利用者のご家族に深刻な事態が進んでいます。安心して利用できる介護保険制度と安心して住み続けられる街づくりは「車の両輪」です。今年6月は理事会の改選期を迎えます。設立理念に振り返り、困難を突破し、次代を切り開く法人運営、事業活動の展開を進めます。

1. 会議運営

- (1) 評議員会 <開催月の最終週の木曜日 15:00~>
定款第12条に基づき、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
(6月、11月、3月を想定)
- (2) 理事会 <開催月の最終週の木曜日 15:00~>（6月は第2週予定）
定款第19条に基づき、3ヶ月に1回以上理事会を開催する。
定款第27条に基づき、理事会は理事長が招集し開催する。
(4月、6月、8月、10月、12月、2月を想定)
- (3) 監事会 <開催月の最終週の木曜日 15:00~>
年4回開催とする。急を要する情報伝達があれば 随時開催する。
(5月、7月、9月、1月を想定)
- (4) 業務執行理事会 <毎月第2金曜日 15:00~>
毎月開催とする。急を要する情報伝達があれば 随時開催する。

2. 研修事業

監事・理事・法人経理労務担当者においては、監査、経理、労務、経営等における各種研修を積極的に参加していく。

3. 新規事業

今年度における事業展開について、現時点ではあらたな事業への着手予定はないが、地域のニーズに応えられる施設づくりや、本来の地域包括ケアを推進する観点においては、引き続き前向きな議論を今後も進めていく。

4. 各種事業予算 別紙